

持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議 E S G／人権作業部会運営要領

持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議運営要領の第4の4の規定に基づき、E S G／人権作業部会の運営については、次のとおりとする。

第1 趣旨

2006年に提唱された「責任投資原則（PRI : Principle for Responsible Investment）」の中で、E S Gの重要性が示されたことにより、欧米を中心のE S G投資の流れが本格化、その動きは、2015年9月の「持続可能な開発目標」（S D G s）の国連での採択、2015年12月のC O P 21での「パリ協定」の成立で加速化し、国内においては、2015年9月、G P I F（年金積立基金管理運用独立行政法人）がP R Iに署名し、E S Gを重視する姿勢を明確化して以降、E S G投資が一気に拡大してきている。

このような状況下において、今後、持続可能な食料生産・消費を行っていくためには、農林水産業・食品産業が、投資家等のステークホルダー、食料のサプライチェーン関係者等との対話を進めながら、食料産業全体としてのE S Gの取組を進めていくことが不可欠なものとなっている。

また、E S G課題の中でも、ビジネスと人権に関わる問題は、2011年6月、国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されて以降、国際的な取組が本格化し、近年では、欧州において人権デューデリジェンスの義務化が進む等、環境問題に次ぐ、大きなテーマとなっている。

上記を踏まえ、食料のサプライチェーン関係者が、E S G／人権問題について、現状把握及び情報共有、取組等の当たつての課題抽出及びこれに対するプライベートセクターとしての具体的な行動の検討、必要に応じ政府への政策提案等を行う場として、持続可能な食料生産・消費のための円卓会議 E S G／人権作業部会を設置する。

第2 メンバー

作業部会のメンバーは、別紙のとおりとする。

また、作業部会のメンバーは、今後、追加等を適宜行うとともに、会合の議題に応じて、作業部会以外のメンバーをオブザーバーとして出席させることが出来るものとする。

第3 運営

- 1 円卓会議の事務局は、当面の間、円卓会議のメンバーの所属企業・団体の協力を得て、以下が担当する。また、事務局の中から、以下のテーマごとに、モデレータをそれぞれ1名選出する。

(1) E S G関係

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部ファイナンス室

(2) 人権関係

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・国際グループ、輸出・国際局国際戦略グループ、経営局就農・女性課、水産庁企画課、林野庁経営課

- 2 円卓会議の司会・進行は、モデレータが行う。
- 3 会議において配付された資料は、原則として、公表する。ただし、事務局又はメンバーが非公表の扱いを希望する場合には、非公表とする。
- 4 会議終了後、各発言者の確認を経た上で、会議の議事要旨を公表する。なお、自由闊達な議論を行うため、発言者の氏名は非公表とする。

第4 報告

作業部会は、定期的に、円卓会議に作業の状況や成果について報告する。

第5 その他

この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が作業部会のメンバーに諮って定める。